

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号に規定する「その他地方運輸局長が公示する事項」について、下記のとおり公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島田 知 明

記

東北運輸局長が関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するに当たって参考となる次に掲げる事項。

- 1．休止し、又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容。
- 2．その他当該路線を巡る状況の変化等。

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。